

文部科学省提出資料

「私学助成制度について」

平成15年5月22日

私立学校振興助成法 (抄)

昭和50年7月11日
法律第61号
平成11年12月22日
一部改正

(目的)

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)

第4条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助することができる。
2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

(補助金の増額)

第7条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第4条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)

第9条 都道府県が、その区域内にある小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(その他の助成)

第10条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、第4条、第8条及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の場合よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和23年法律第73号)並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条及び第237条から第238条の5までの規定の適用を妨げない。

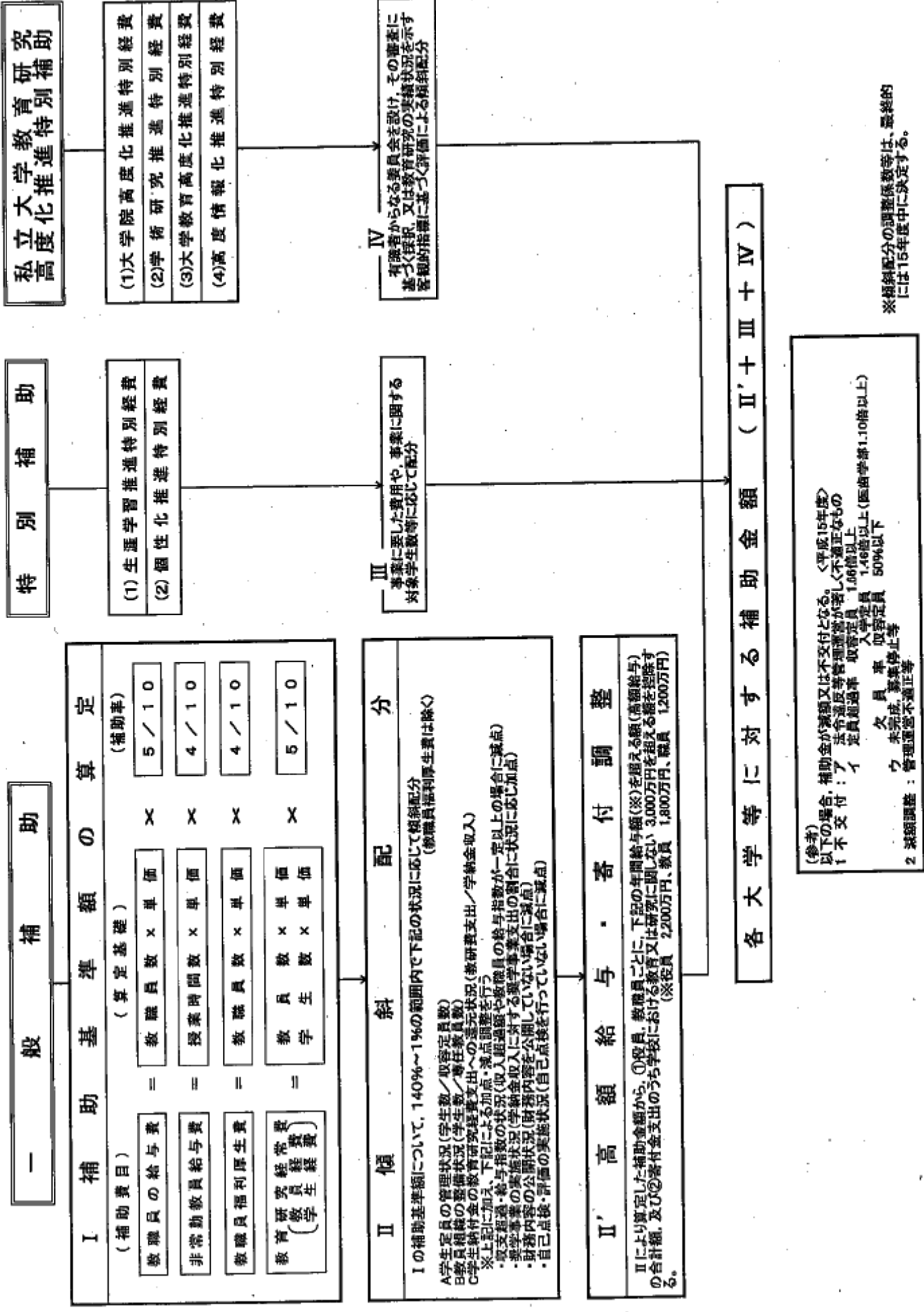
(間接補助)

第11条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第48号)の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

(税制上の優遇措置)

第15条 国又は地方公共団体は、私立学校教育の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

私立大学等経常費補助金の算定方法



I 補助基準額の算定

補助費目	(算定基礎)	(補助率)
教職員の給与費	教職員数 × 単価	5 / 10
非常勤教員給与費	授業時間数 × 単価	4 / 10
教職員福利厚生費	教職員数 × 単価	4 / 10
教育研究経常費 (教員経費、学生経費)	教員数 × 単価 学生数 × 単価	5 / 10

II 傾斜配分

Iの補助基準額について、140%~1%の範囲内で下記の状態に応じて傾斜配分(教職員福利厚生費は除く)

A 学生定員の管理状況(学生数/取寄せ定員数)
 B 教員組織の整備状況(学生数/専任教員数)
 C 学生納付金の教育研究経費支出への還元状況(教研究費支出/学納金収入)

※上記に加え、下記による加減点調整を行う

- 取寄せ超過・給与指数の状況(収入超過額や教職員の給与指数が一定以上の場合に減点)
- 進学率の改善状況(学納金収入に対する進学率支出の割合に状況に応じて加減点)
- 財務内容の公開状況(財務内容を公開していない場合に減点)
- 自己点検・評価の実施状況(自己点検を行っていない場合に減点)

II' 高額給与・寄付調整

IIにより算定した補助金額から、①役員、教職員ごとに、下記の年間給与額(高額給与)の合計額、及び②寄付金支出のうち学校における教育又は研究に關しない3,000万円を超える額を控除する。

(※役員 2,000万円、教員 1,800万円、職員 1,200万円)

各大学等に対する補助金額 (II' + III + IV)

(参考) 補助金が滞り又は不交付となる。〈平成15年度〉以下の場合、補助金が滞り又は不交付となる。〈平成15年度〉以下の場合、補助金が滞り又は不交付となる。

1 不交付 :
 ア 法定通反等普通運営が著しく不健全なもの
 イ 定員超過率 取寄せ定員 1.06倍以上
 ウ 欠員率 取寄せ定員 50%以下
 エ 未完了、募集停止等

2 減額調整 : 普通運営不交付等

※傾斜配分の調整係数等は、最終的には15年度中に決定する。

私立大学等經常費補助金

(単位:百万円)

	平成14年度 予 算 額	平成15年度 予 算 額	対前年度 増▲減額
一 般 補 助	222,549	220,549	▲ 2,000
特 別 補 助	32,720	33,720	1,000
生涯学習推進特別経費	4,418	4,235	▲ 183
個性化推進特別経費	28,302	29,485	1,183
小 計	255,269	254,269	▲ 1,000

	平成14年度 予 算 額	平成15年度 予 算 額	対前年度 増▲減額
私立大学教育研究高度化推進特別補助			
大学院高度化推進特別経費	19,836	20,514	678
学術研究推進特別経費	10,123	10,435	312
大学教育高度化推進特別経費	14,762	16,081	1,319
高度情報化推進特別経費	19,760	20,451	691
小 計	64,481	67,481	3,000

総 計	319,750	321,750	2,000
-----	---------	---------	-------

私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)の配分方法について

◆都道府県の助成水準の向上を促し、全国的な観点から教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、当年度の各都道府県の助成実績に応じて傾斜配分する。

$$\boxed{\text{当該県に対する国庫補助配分単価}} \times \boxed{\text{当該県の定員内実員}} = \boxed{\text{国庫補助金額}}$$

当該県における児童等 1人当たりの補助金額	×	圧縮率 ※	+	IT教育人材の 育成・高度化 加算	+	少人数教育等 きめ細かな 学習指導の推進 加算	+	ITの活用による 学習の向上 加算	+	ICT教育の 推進加算	=	国庫補助金額
例:高等学校(全・定)												
[A 県] 308,643円	×	0.1326454	+	576円	+	1,232円	+	2,249円	+	576円	=	46,726円
[B 県] 340,459円	×	0.1326454	+	0円	+	1,432円	+	0円	+	0円	=	47,874円
[C 県] 292,450円	×	0.1326454	+	742円	+	1,251円	+	2,395円	+	545円	=	45,703円

※ 国庫補助金予算額 = 0.1326454
各都道府県補助金の全国合計額

○私立学校への補助金額(平成14年度)

区 分	補助金総額 (百万円) A	学生等数 (人) B	学生等1人当り 補助金額 (千円/人) A/B
大 学	280,069	1,692,032	166
短 大	34,066	205,570	166
高 専	546	2,071	263
高等学校	350,323	1,143,271	306
中等教育学校	371	1,279	290
中学校	60,675	231,043	263
小学校	15,999	67,377	237
特殊学校	5,548	5,591	992
幼稚園	187,268	1,270,501	147

注1：学生等数は、補助対象となっている学校に在籍する者の数を計上した。

注2：幼稚園～高校については、都道府県から学校へ補助される額
(国庫補助分を含む)であり、高専～大学については、国庫補助額である。

注3：14年度交付決定ベースである。

学校運営経費と学生等1人当り公費支出額（平成12会計年度、国公立学校）

区 分	小学校	中学校	高校	大学
学校運営経費（国立）	17,927 百万円	15,717 百万円	6,406 百万円	1,132,187 百万円
（公立）	5,418,780 百万円	3,045,982 百万円	2,742,728 百万円	253,641 百万円
学生等数（国立）	47,288 人	33,732 人	8,824 人	631,854 人
（公立）	7,251,265 人	3,835,457 人	3,038,288 人	128,259 人
1人当り公費支出額（国立）	379,110 円/人	465,925 円/人	725,982 円/人	1,791,849 円/人
（公立）	747,288 円/人	794,164 円/人	902,728 円/人	1,977,565 円/人